

変容する「地名」

——風土記記載の方法——

兼岡理恵

はじめに

本セミナーのテーマ「古代文学と場所（トポス）」は、古代文学において「ある場所」がいかに表現されるのか、その表現のメカニズムを説くことが主眼とされていたのだと思う。その中で筆者に与えられたテーマは「地名」であった。ある場を語るものとして「地名」をどう捉えるか。

そもそも地名とはどのようなものだろう。現代の写真家・高梨豊に、『地名論』と名づけられた作品集がある。これは新宿、麻布、阿佐ヶ谷など、東京の様々な地域をモノクロ写真によって撮影したもので、そこに収められる風景は、都市開発などによって現在では失われてしまったものも多い。けれども写真の脇に示された「地名」によって、その地のかつての姿を知る人々は、当時の風景、印象を呼び起こされる。同書所収のエッセイにて、鈴木博之は次のように述べる。¹

ものに名を付けることは世界の認識のはじまりであり、世界の神話的所有のはじまりであるといわれるが、「地名」という言葉には実は恐ろしいほどの魔力がある。「地名」

とは個々の事物ではなく、それらすべてが存在している「場所」に名を付けたことであり、「場所」が固有性をもつて立ち上がってくる瞬間の記憶なのだから。

鈴木はまた「地霊」という言葉を用いて、土地のもつ力を説明する。「地霊」とは「ゲニウス・ロキ(Genius loci)」の訳語で、ある土地から引き出される靈感とか、土地に結びついた連想性、あるいは土地が持つ可能性といった概念²という。セミナーのテーマにいう「場所（トポス）」はこれに近いものだと思うが、ただし「地霊」≠「地名」ではない。たとえば「江戸」と「東京」は広義的には同じ「地霊」だが、「地名」は別である。「場所」に対する「地霊」は、ある意味蓄積されていくものであるのに対し、「地名」は可変的である。地名が変わる原因は、行政上の方策によって、あるいは時の流れとともに。古代における「地名」の書・風土記には、両方の要因によって変化した地名が記載される。『続日本紀』和銅六年五月甲子条、

畿内と七道との諸国の郡・郷の名は、好き字を着けしむ。その郡の内に生れる、銀銅彩色草木禽獸魚虫等の物は、具に色目を録し、土地の沃瘠、山川原野の名号の所由、また

古老の相伝ふる旧聞異事は、史籍に載して言上せしむ。

これは前者、行政による改名行為である。「場所」を語るための地名、それが変化していく事実をどう書き記すか、また、同じく官命で要求された「山川原野の名号の所由」「古老の相伝ふる旧聞異事」―すなわち地名起源説話、土地にまつわる伝承をどのように記すか。それが風土記が直面した問題であった。

セミナー時には、「地名」をめぐる音の問題、伝承の生成等、「地名」による喚起力―「地名」がいかに表現に繋がるのか、という視点から様々なトピックを扱った結果、問題意識が先行し散漫な発表になってしまった。本稿では発表時に特に興味深かった事例―「場所」を示す「地名」が変化するという状況に際し、風土記が地名起源説話をどう記そうとしたのか、またそこには「場所」に対する意識がどのようにあらわれているのか、という観点から『出雲国風土記』の記事を取り上げ、「地名」と「場所（トポス）」というテーマを考察する布石としたい。

一、地名表記の改変―地名起源説話の見直し

まずは、地名表記が変更されることによって地名起源説話をするどのように記載するか、という点を見てみよう。『出雲国風土記』には、総記に「郷の名の字は、神龜三年の民部省の口宣を被りて改む」とあるように、神龜三年民部省口宣による改字地名が示されている。次に掲げるのは出雲郡・杵築郷、および大原郡・海潮郷である。

A①出雲郡・総記

杵築の郷。本の字は寸付なり。

②出雲郡・杵築郷

杵築の郷。郡家の西北廿八里六十歩なり。八東水臣津野の命の国引き給ひし後に、天の下造らしし大神の宮を奉へまつらむとして、諸の皇神等、宮処に参り集ひて杵築きたまひき。故れ、寸付と云ふ。(神龜三年、字を杵築と改む)

B①大原郡・総記

海潮の郷。本の字は得塩なり。

②大原郡・海潮郷

海潮の郷。郡家の正東一十六里卅三步なり。古老伝へて云ひしく、宇能治比古の命、御祖須義祢の命を恨みて、北の方出雲の海潮を押し上げて、御祖の神を漂はしたまふに、この海潮至りき。故れ、得塩と云ふ。(神龜三年、字を海潮と改む)

A②、B②が杵築郷、海潮郷の地名起源説話である。これを見ると、両者とも本字「寸付」「得塩」より、改字後の「杵築」「海潮」の方が、地名起源の内容に沿っている。これをどう捉えるべきか。ここでは少なくとも二つの可能性が考えられよう。第一に、この地名起源が神龜三年の改字を機に創出されたものであること、もう一つは、地名起源自体は元來伝承されていたが、何らかの理由によって地名表記は「寸付」「得塩」であった。しかし神龜三年、地名起源に沿った表記に改字した、というものである。このどちらが正しいかを説くのは困難であるが、ここではむしろ、改字を契機に地名起源が見直されたという点に注目したい。すなわちキヅキ、ウシオという郷を風土記に記載するにおいて、地名表記の本字と改字、それに関わる地名起源をど

のように記すのか、という筆録上の問題が浮上し、検討されただけである。その結果、A②、B②とも標目名は改字「杵築」「海潮」を掲げる一方、地名起源の結びは「故れ、寸付と云ふ」「故れ、得塩と云ふ」と本字で記し、「杵築一寸付」「海潮得塩」であることを地名起源を媒介にして示している。『出雲国風土記』が全体を通して統一的な書式を成していることは周知の通りだが、A・Bに共通して見られる改字の記述方法にも、その特徴があらわれている。

二、記憶としての地名―失われた地名

次に、すでに失われてしまった地名をどう捉えるかという観点から、『出雲国風土記』嶋根郡・蛭蛸嶋条を取り上げたい。

C 蛭蛸嶋。周り一十八里一百歩、高さ三丈なり。古老の伝へて云はく、出雲の郡杵築の御埼に在りし蛭蛸、天の羽合鷲、掠り持ち飛び来て、この嶋に止まる。故れ、蛭蛸嶋と云ふ。今の人、猶ほ誤りて袴嶋と号くるのみ。

蛭蛸嶋は島根半島東部、入海に浮かぶ島で、現在の松江市八束町大根島である。説話の末尾「今の人、猶ほ誤りて袴嶋と号くるのみ」に従えば、この嶋は風土記編纂当時は袴嶋と称されていた。それにも関わらず、標目名は説話上の地名「蛭蛸嶋」を掲げる。『出雲国風土記』中、旧名を標目名に掲げるのは当該条のみである。『大系』は「地名の説明説話を主としたものか。或はタク島・タコ島両様に呼ばれていたものか」とする。後者の「タク島・タコ島」併用説は「今の人、猶ほ誤りて袴嶋と号くるのみ」という記述に沿えば可能性は低い。一方「地名の説

明説話を主としたもの」という説に関しては、同国風土記中の、次のような記事を掲げたい。

D 嶋根郡・手染郷

手染の郷。郡家の正東一十里二百六十四歩なり。天の下造らしし大神の命、詔りたまひしく、「この国は、丁寧に造れる国なり」と詔りたまひて、故れ、丁寧と負せ給ひき。而るに、今の人猶ほ手染の郷と謂へるのみ。

E 嶋根郡・千酌駅

千酌の駅。郡家の東北一十九郷一百八十歩なり。伊差奈積の命の御子、都久豆美の命、此処に生れます。然ればすなはち都久豆美と謂ふべきを、今の人猶ほ千酌と号くるのみ。D、EともにC「蛭蛸嶋」条同様、地名の起源を語ることを重視しつつ、標目名は編纂当時の地名（「手染」「千酌」）を掲げる。また『註釈』は「蛭蛸嶋」条の旧名標目掲示について、「行政区画としての公的な郡郷名（≪Eなど≫）と、自然地名（≪C≫）との違いによるのだろう」とするが、蛭蛸嶋は、後述する蜈蚣嶋とともに、単なる自然地名としては片付けられない場所と考えられ、やはり疑問はぬぐえない。

ここで注目したいのは、標目名として掲げることによって「蛭蛸嶋」の重要性が強調されている点である。それは蛭蛸嶋地名起源にもあらわれている。この蛭蛸が元々いた「出雲の郡杵築の御埼」は、意宇郡・国引き神話において、「袴衾志羅紀の三埼」を引いて作られた「八穂支豆支御埼」、現在の日御碕である。『註釈』が「小さな島の言い伝えとしては随分と遠い場所を持ち出している」とするように、島根半島の東に位置する嶋根郡側か

から見れば、半島最西部・杵築の御埼は最も離れた地域であり、さらに言えば、近くに杵築宮の存る地である。此処に生息する蛭蜻、その蛭蜻を運ぶにはやはり普通の鳥ではあり得ない。「天の羽合鷲」と表現されるその鳥は、「羽の大きな鷲」（『新全集』全訳注）などの意で、「天」は「天の羽羽矢」（『神代記』）と同様の用法とされる。島根半島の最西端・杵築の御埼から東端近い入海まで、島根半島をほぼ横断する形で、天空に羽を広げて悠然と飛翔する鷲の姿は、まさに「天」と冠されるにふさわしい。こうして地名の起源が語られた蛭蜻嶋は、「栲嶋」ではなくあくまで「蛭蜻嶋」であるべきだった。その理由としてさらに指摘できるのは、蛭蜻嶋地名起源が、次に記載される蜈蚣島の地名起源まで続いているという点である。

F 蜈蚣嶋。周り五里一百卅歩、高さ二丈なり。古老の伝へて云はく、蛭蜻嶋にありし蛭蜻、蜈蚣を食ひ来てこの嶋に止まり居りき。故れ、蜈蚣嶋と云ふ。東の辺に神つ社あり。以外は皆悉に、百姓の家なり。土体は豊沃けく、草木は扶疏し、桑・麻豊富なり。これすなはち謂はゆる島の里、是れなり。

蛭蜻嶋・蜈蚣嶋条、ともに「古老伝云」という形式で語られる。「出雲国風土記」には「古老伝云」という言い方が一六例存在するが、『註釈』は、これらが当該記事を含め「遠い土地との関係を持つ」ものが多いことに注目、「郡内の郷々や他郡の事情にも通じた知識階級の役人だったように思えてくる。郡庁などでそれらに取材して、それをそのまま記述したのが「古老伝云」の実際ではなかったろうか」とし、いわゆる「根生いの神

話」とは一步距離を置いたものとする。しかし、ここで「郡庁などでそれらに取材して」と述べられるように、元々の「根生い」神話を、風土記編纂段階で取材し、「古老伝云」として書き留めたものという方がふさわしいのではないか。それを示すのが、蜈蚣嶋が「これすなはち謂はゆる島の里、是れなり」と記されるように、「百姓の家」が存在し「神つ社」を有す一つの集落であったという記述である。この「島の里」で伝承されていたのが蜈蚣嶋地名起源であり、さらにその前半部として、蛭蜻嶋地名起源も伝わっていた可能性が想定されよう。すなわち、蜈蚣を紐帯とした「蛭蜻嶋・蜈蚣嶋起源説話」というセットで伝承されていたということである。ゆえに蜈蚣嶋の伝承側から見ても、「蜈蚣嶋」は「栲嶋」であってはならないのである。

多くの地名が変容していく中で、忘れてはならない地名を書き留めること、これも「史籍」としてまとめ「言上」するという、風土記に要求された大切な役割であっただろう。

忘れるべきではない重要な土地トポス、そしてそれを示す地名を記した例として、逆に地名の不变を強調した記事を掲げておこう。『常陸国風土記』新治郡・郡名起源がそれである。

G 新治郡。…すなはち井を治りしを以て、因りて郡の号に著けたり。尔より今に至るまで、その名を改めず。

「新治」という地名を、「尔より今に至るまで、その名を改めず」とする末尾の一節は、新治という「場所」が、それだけ大切な地であると同時に、それを示す新治という「地名」が、改名されるべきではない重要な地名であることを物語っている。

おわりに

ある場所を示す「地名」、それが為政者によって、あるいは時の推移によって変容していく中で、その由来を語る地名起源がどのように記載されるのかという視点から、『出雲国風土記』を中心していくつか記事を見てきた。地名の改変による影響を受けるのは、言うまでもなくその地の民である。現代における平成の市町村大合併を挙げるまでもなく、自らの居住地・故郷の地名の改変は、極端にいえば自分のアイデンティティをも喪失するに等しい。古代の人々にとつてのそれは、どのように受け入れられていたのだろう。そうした状況下で編纂された風土記には、人々の「記憶」の中の地名と「現存」する地名、両者が記載される。そして各々の地名を如何に位置づけるか、そこに風土記編纂者の地名、そしてその場所（トポス）に対する姿勢があらわれていると言えよう。

のような影響を及ぼすか、という点において、本稿と共通する視点である。

(4) 風土記本文の引用は、新全集を用いた。また本稿中で使した左記の『出雲国風土記』注釈書は、略語を用いて記した。

『全訳注』…萩原千鶴『出雲国風土記全訳注』（講談社学術文庫 一九九九）

『註釈』…松本直樹『出雲国風土記註釈』（新典社 二〇〇七）

(5) 拙著『風土記受容史研究』（笠間書院 二〇〇八）第I部第3章

注(1) 「地名論の世界―高梨豊写真集によせて」（高梨豊写真集『地名論』毎日コミュニケーションズ 二〇〇〇）

(2) 鈴木博之『東京の地霊』（ちくま学芸文庫 二〇〇九）

初出 文藝春秋 一九九九）

(3) 鉄野昌弘氏は、万葉歌における地名表現を考察し、人麻呂の時代のみ「名ぐはし」という語が用いられると指摘、また地名に対する関心は、地名の表記が固定していく中で、主に地名の連想に興じるという形で述べられるようになる」と述べる（『想起的地名表現』試論『論集上代文学』

第二九冊 笠間書院 二〇〇七）。地名の変化が表現にと